

建築防災計画等評定業務 申込要領

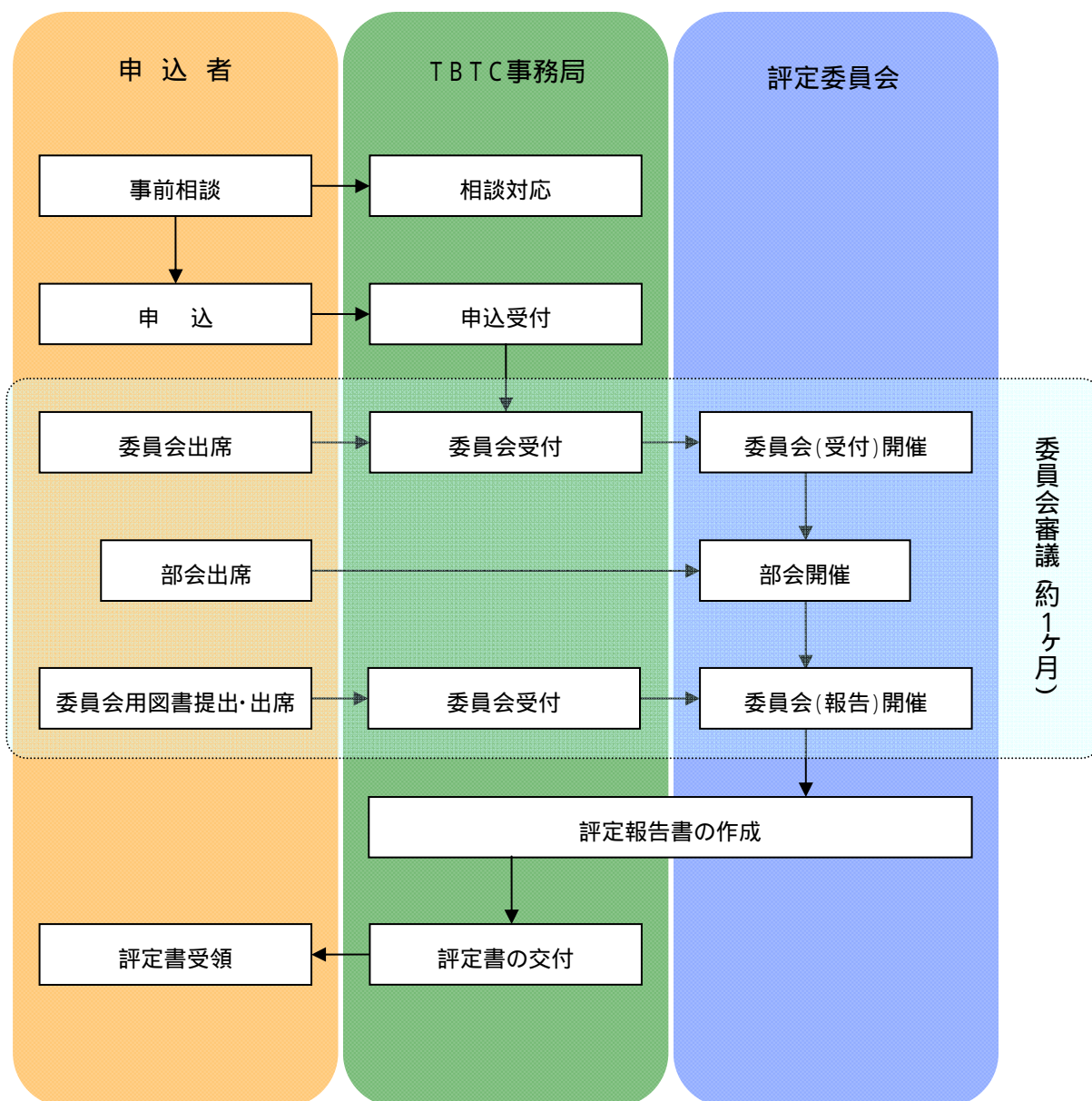
平成 19 年 10 月

株式会社東京建築検査機構
東京都中央区東日本橋 1-1-4
TEL : 03-5825-7680
FAX : 03-5825-7689

目 次

1 .	建築防災計画等評定フロー図 1	1
2 .	建築防災計画等評定フロー図 2	2
3 .	申込関係書類・提出部数一覧表	3
4 .	建築防災計画等評定委員会組織	4
5 .	建築防災計画等評定手数料表	4
6 .	防災計画書記載要領	5
7 .	建築防災計画策定の原則的事項	12
8 .	最終版作成要領	19
9 .	申込関係書類	
	・ 評定申込書	20
	・ 建築物概要	21
	・ 防災設備等の概要	22
	・ 指摘事項回答書	23
	・ 業務期日延期依頼書	24
	・ 取り下げ届	25

建築防災計画等評価フロー図-1



お問い合わせ：本てびき及び建築防災計画等評価委員会に関するお問い合わせは、以下までお願い致します。

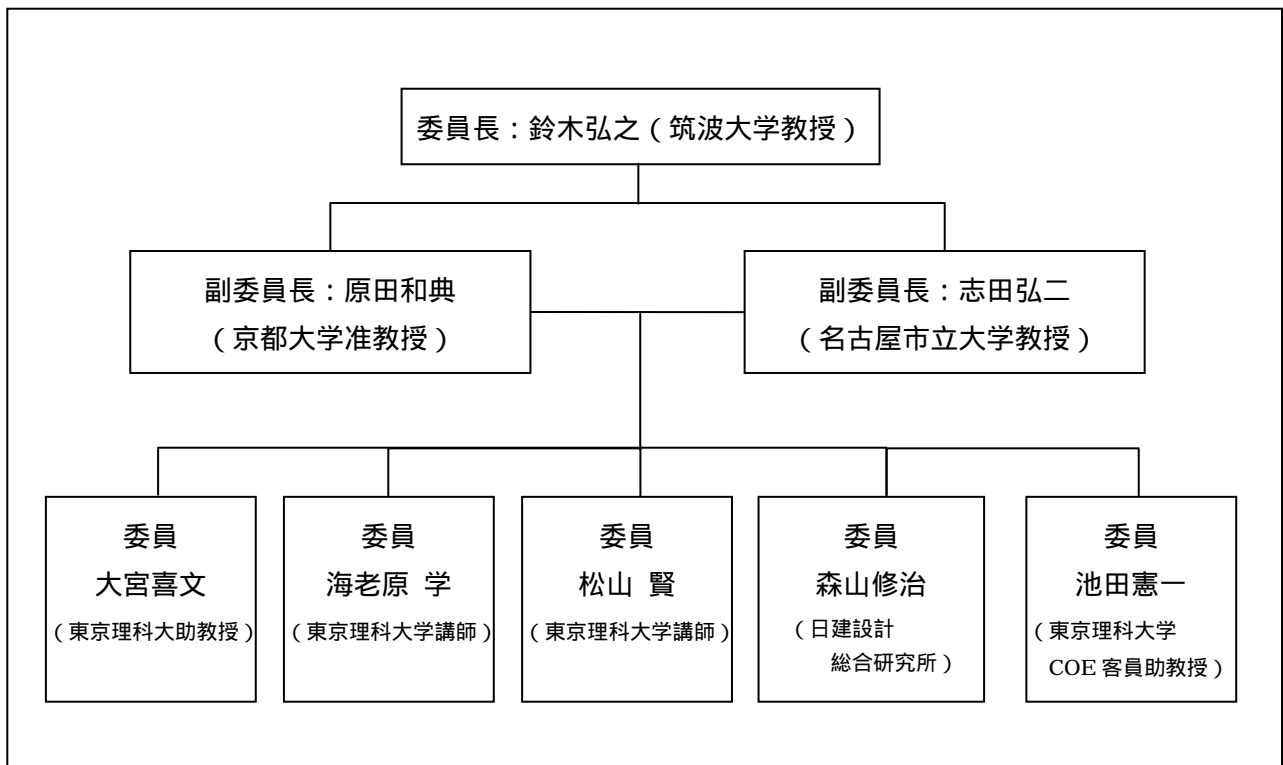
株式会社東京建築検査機構 性能評価事業部
 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 1-1-4 東日本橋 M-1 ビル 7階
 TEL：03-5825-7680 FAX：03-5825-7689
 E-mail：info@tokyo-btc.com

申込関係書類・提出部数一覧表

申込関係書類の種類と提出部数【 】内に申込関連の主たる書類を示す		提出期限
事前	【事前相談票】	
受付審査	【評定申込書】(TBTC 防評第 501 号様式) 1 部 【建築防災計画申込用図書】(防災計画書記載要領参照) 2 部 【建築物概要】(TBTC 防評第 503 号様式) 2 部	委員会開催の 1 週間前まで
承諾書の交付	【引受承諾書】(TBTC 防評第 511 号様式)	
請求書の送付	【請求書】	
第 1 回委員会開催(受付)	【建築防災計画申請用図書】(防災計画書記載要領参照) 10 部 【建築物概要】(TBTC 防評第 503 号様式) 10 部	委員会開催前日午前中
部会	【指摘事項回答書】(TBTC 防評第 508 号様式) 3~4 部 【詳細検討書】 3~4 部	当日
第 2 回委員会開催(報告)	【指摘事項回答書】(TBTC 防評第 508 号様式) 10 部 【追加検討資料】 10 部 【追加検討項目一覧表】 10 部	委員会開催 2 日前まで
	【業務期日延期依頼書】(TBTC 防評第 509 号様式) 1 部 【取下げ届】(TBTC 防評第 510 号様式) 1 部	(必要に応じて)
評定結果の通知	・結果(適合・不適合等)の通知 【交付できない通知書】(TBTC 防評第 513 号様式)	
評定書の交付	【評定報告書】(TBTC 防評 520 号様式) 【評定書】(TBTC 防評 521 号様式)	委員会から原則 1 週間以内
最終図書の保管	【最終図書】 2 部(1 部事務局にて保管、1 部返還)	評価書交付後 3 週間程度

建築防災計画等評定委員会組織

事務局：株式会社東京建築検査機構
性能評価事業部



建築防災計画等評定手数料表（単位：円）

【税込み】

		手数料
延べ 床面積	A 3,000 m ²	210,000
	3,000 < A 10,000 m ²	315,000
	10,000 < A 50,000 m ²	420,000
	50,000 < A	525,000

(注)

評定単位 評定対象建築物または評定対象建築物の部分をいう。
 延べ床面積（A） 評定単位の各階の床面積の合計をいう。
 評定手数料の納入方法 上記手数料については、請求書到着後、記載の金額を評定終了までにお振込み願います。
 なお、振込み手数料はご負担願います。

防災計画書記載要領

防災計画書作成にあたっての注意事項

申込み時はホチキスで A3 版片綴じとして下さい。

判読しやすいよう明確に記して下さい。

防災計画書中 2～6 章で説明に使用する図面は、実施設計図をそのまま縮小したものではなく、本計画書の趣旨に即するよう作成された分かりやすい図として下さい。なお、縮小図面を使用する場合には、字句等が鮮明であること、不必要に細かい数値等が記入されていないこと等に留意して下さい。

目 次

1 . 建築物の概要

- 1-1 建築概要
- 1-2 付近案内図
- 1-3 建築計画概要
- 1-4 設備計画概要

2 . 防災計画基本方針

- 2-1 防災計画上の特徴
- 2-2 敷地と道路
- 2-3 避難階の位置
- 2-4 防火区画・防煙区画
- 2-5 安全区画
- 2-6 各階区画図
- 2-7 防災設備の概要
- 2-8 防災設備機器一覧表
- 2-9 内装計画
- 2-10 特記事項

3 . 火災発見、通報及び避難誘導

- 3-1 自動火災報知設備
- 3-2 非常電話
- 3-3 消防機関への通報設備
- 3-4 非常放送設備
- 3-5 非常用の照明装置及び避難誘導灯
- 3-6 避難指令の方法

4 . 避難計画

- 4-1 避難計画の概要
- 4-2 基準階の避難計画
- 4-3 特殊階の避難計画

5 . 排煙及び消防活動

- 5-1 排煙設備の概要
- 5-2 排煙系統説明図
- 5-3 排煙口位置図
- 5-4 非常用進入口位置図
- 5-5 非常用エレベーター
- 5-6 屋内消火栓設備
- 5-7 各種消火設備その他

6 . 管理・運営

- 6-1 中央管理室
- 6-2 各設備の作動シーケンス
- 6-3 維持管理の形態
- 6-4 維持管理の方法

7 . 付 図

- 7-1 各階平面図
- 7-2 立面図
- 7-3 断面図
- 7-4 矩計図

1. 建築物の概要

1-1. 建築概要

- * 外観パース（大きなアトリウム等がある場合は内観パースも）を添付する。
- * その他、駐車台数、施設規模（ホテル客室数、劇場の客席数、店舗の売場面積等）、各階別床面積表（各階の用途も記入）についても記入する。

1-2. 付近案内図

- * 方位、敷地境界線を明確に記入する。
- * 最寄りの消防署の位置、駆けつけ時間及び距離を記入する。

1-3. 建築計画概要

- * 建築の全体計画について簡潔に記述する。建築物配置図、概念図又は簡単なパース等を利用してわかりやすく説明する。

1-4. 設備計画概要（一覧表で示すなど、できるだけ簡潔に記す。）

（1）電気設備

- * 受変電装置の概要、電気室の位置、非常用電源等について記す。

（2）空調設備

- * 冷熱源設備の概要、空調方式及び換気方式等について記す。

（3）衛生設備

- * 給水設備の概要、各種消火用水槽の容量、給湯方式等について記す。

（4）ガス設備

- * ガスの種類、使用場所、ガス爆発対策について記す。

（5）昇降機設備

- * 種類、台数、仕様、非常時の管制運転の方法について記す。非常用エレベーターについては種類・台数のみとする。
- * 詳細については5-5に記す。

2. 防災計画基本方針

2-1. 防災計画上的特徴

- * 基本的な考え方や防災計画上留意した点について、建築主及び設計者の防災理念を記す。

2-2. 敷地と道路

- * 配置図面又は避難階平面図に外周道路、広場、敷地内通路、避難出口、敷地内避難経路、消防隊侵入経路、防災センター（中央管理室）位置、連結送水管送水口位置、非常用エレベーター位置等を記入し、簡単な説明文をつける。なお、配置図には、建物等の規模が把握できる程度の概略寸法を記す。

2-3. 避難階の位置

- * 避難階が2以上ある場合や、低層部屋上を経由して避難できる場合等は、断面模式図（防災設備等の概要参照）等によりその状況を説明する。

2-4. 防火区画・防煙区画

- * 用途区画、面積区画、階別区画、竪穴区画及び防煙区画の設定方針について簡潔に記述し、基準階については、平面図又は模式図により区画位置を示す。
- * 居室と廊下（第1次安全区画）、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段付室（第2次安

全区画)と廊下との出入口、及び廊下と階段室の断面詳細図を添付し、高さ関係を明らかにする。

* 基準階コア回り平面詳細図、居室及び安全区画の自然排煙口詳細図を示す。

* その他カーテンウォール部分の矩計詳細図、吹抜部回りの区画詳細図、防煙垂れ壁詳細図等の説明図を必要に応じて添付する。

* アトリウム・ボイド等の区画について、数、底部面積、層数等を記述する。

2-5 . 安全区画

* 安全区画の設定方針、避難経路の設定方針について簡潔に記述し、基準階について平面図で区画、避難施設、避難動線を示す。

2-6 . 各階区画图

* 各階平面図(主要寸法を記入のこと)に防火区画・防煙区画の位置(間仕切壁と垂れ壁とは区別し、不燃間仕切壁、可動垂れ壁等を明記する)、排煙方式の区別(機械排煙又は自然排煙)及び防火戸の種別等を記号化して記入する。(以下の凡例を参照とする。)

防火戸(特定防火設備)・常時閉鎖

s 防火戸(特定防火設備)・煙感連動

ss 防火シャッター(特定防火設備)・煙感連動

● ss 防火・防煙シャッター(特定防火設備)・煙感連動

WG
--- ss 防火シャッター(特定防火設備)・煙感連動・網(線)入りガラス併用

防火戸(防火設備)・常時閉鎖

s 防火戸(防火設備)・煙感連動

不 不燃材扉・常時閉鎖

▲ 排煙口・ダクト

→ 排煙縦ダクト・ダンパー

⇒ 自然排煙窓

非常用進入口

また、着色する場合は下記を参照すること。

— (赤) 防火区画(兼防煙区画)

— (緑) 防煙区画(間仕切壁)

- - - (緑) 防煙区画(垂れ壁)

■ (水色) 自然排煙

■ (黄緑) 機械排煙

2-7 . 防災設備の概要

* 防災設備システムの概要をフローチャートで示す。

2-8 . 防災設備機器一覧表

2-9．内装計画

* 内装計画の方針について記し、間仕切材料及び主要部分の内装材料を示すとともに、不燃材料、準不燃材料等の区別を記す。

2-10．上記の各項目以外に防災計画に特記すべき事項があれば記す。

3．火災の発見、通報及び避難誘導

(図面は各設備を併せて記入することが望ましい。)

3-1．自動火災報知設備

* 感知器の種類、設置範囲、発報表示の方法等について簡潔に記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

3-2．非常電話

* 非常電話の設置位置、操作・表示の方法等について簡潔に記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

3-3．消防機関への通報設備

* 通報設備の種類、設置位置等について簡潔に記述する。

3-4．非常放送設備

* 非常放送設備の操作方法、放送範囲等について簡潔に記述し、スピーカーの設置位置を基準階平面図に示す。

3-5．非常用照明装置及び避難誘導灯

* 灯具の種類及び設置位置を基準階平面図に示す。

3-6．避難指令の方法

* 3-1～3-5の各設備の運用方法、あるいは設備によらない避難指示・誘導の方法等について記述する。

4．避難計画

4-1．避難計画の概要

(1) 避難対象人員

* 各階の主要用途、避難対象人員等を一覧表で示す。

(2) 避難施設の概要

* 各階段、エレベーターの平面上の位置を示したうえ、断面模式図(防災設備等の概要参照) 等により、各階段、エレベーターの縦動線の概要を説明する。また、各階段の幅員、踏面、蹴上げ等の寸法についても記す。

(3) バルコニーの設置及び形式

* 基準階について示す。設置していない場合は、その理由を示す。

(4) 屋上緊急離着陸場の設置

* 有無・種別(ヘリポート・飛行場外離発着場・緊急離発着場・緊急救助用スペース) 及び設置していない場合はその理由を示す。

4-2．基準階の避難経路

(1) 避難経路

* 平面図に、各居室から階段室に至る避難経路、避難経路上の廊下幅員開口部(扉等) の幅員、歩

行距離及び避難用バルコニー等の避難施設を記入し示す。必要に応じて簡単な説明文をつける。

(2) 計算の前提条件

* 居室の収容人員の想定、出火場所と避難方向の想定、その他、避難時間計算の前提条件とした事項について記す、

(3) 居室避難計算

* 「新・建築防災計画指針（監修 建設省住宅局建築指導課 発行 財団法人日本建築センター）」に示す方法により、居室扉幅チェック及び居室避難所要時間のチェックを行う。各数値及び計算結果を一覧表で示す。

(4) 各階避難計算

* 原則として各階段のそれぞれについて、廊下避難時間、廊下滞留面積、各階避難時間及び附室（第2次安全区画）面積のチェックを行う、各数値及び計算結果を一覧表で示す。

* (3)(4)については、建築基準法施行令第129条の2、階避難安全検証法により示すこともできる。

4-3 . 特殊階の避難計画

* 基準階に従う。

5 . 排煙及び消防活動

(作動フローチャートは6-2にまとめて示してもよい)

5-1 . 排煙設備の概要

* 排煙方式及び作動フローチャートを記す。

5-2 . 排煙系統説明図

* 断面模式図等で説明する。(ダンパーの位置を記入し、非常用エレベーター乗降口ビー及び特別避難階段付室の給気取入口を明記のこと。)

5-3 . 排煙口位置

* 2-6 各階区画図に排煙口位置及びダクト経路並びにダンパー位置を記入する。天井裏チャンバー方式の場合には、天井裏の梁・空調ダクト・配管等の状況を示す説明図をつける。

5-4 . 非常用進入口位置図(2-6 各階区画図に記入する。)

5-5 . 非常用エレベーター

* 設置場所、仕様、運用システムについて記す。

5-6 . 屋内消火栓設備

* 概要、設置場所。系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記す。

以下、5-7、5-8...として次の設備等について同様に記述する。なお、屋内消火栓設備、連結送水管設備については、3章の基準階平面図等にその設置位置を示す。

- ・スプリンクラー設備
- ・不燃性ガス消火設備
- ・泡消火設備
- ・粉末消火設備
- ・連結送水管設備
- ・その他

6 . 管理・運営

6 - 1 . 中央管理室

* 防災管理センター（中央管理室）の位置、外部からの進入経路及び防災施設・防災設備の管理方法及び管理時間・管理体制について簡潔に記述する。

* 防災監視盤を含め、まとめて作動シーケンスを一覧表で示す。

6 - 2 . 各設備の作動シーケンス

* 各種設備に関して、防災センターにおいて高度の管理制御が行われる場合には、3章・5章の各設備を含め、まとめて作動シーケンスを一覧表で示す。

6 - 3 . 維持管理の形態

* 防災面の維持管理の主体及び防災管理組織を可能な限り具体的に記す。

6 - 4 . 維持管理の方法

* 防災設備の維持管理（点検整備）の方法、避難・消火訓練の方法、火災予防の方法等について、その計画又は方針を記す、

7 . 付図

（判読できる範囲でA3版程度に縮小すること。）

7 - 1 . 各階平面図

7 - 2 . 立面図（2面以上）

7 - 3 . 断面図（2面以上）

7 - 4 . 矩計図

建築防災計画策定の原則的事項

目 次

1. 大規模店舗
2. 共同住宅
3. ホ テ ル
4. 病 院
5. 各用途共通事項

1. 大規模店舗（百貨店、ショッピングセンター）

1-1. エスカレーター廻りシャッター区画のガラススクリーン併設について

. 原則

1) 売場（店舗及び売場内通路）や避難経路等に面するエスカレーター廻りの吹き抜け部分のシャッター区画には、シャッターの降下障害や降下遅延により竪穴区画に煙が侵入しないようにするためにガラススクリーンを併設するものとする。なお、ガラススクリーンとシャッターの間に大きな空間ができる場合は、シャッターの閉鎖障害を避けるために手摺を設置することが望ましい。

. エスカレーター廻りの詳細図の添付について

1) ガラススクリーンを設置するしないに関わらず、シャッター、手摺、ガラススクリーン等の納まりについて確認できるように、エスカレーター廻りの詳細図を示すものとする。

. 一般の吹き抜けについて

1) 本稿は、エスカレーターや階段を含まない一般的な吹き抜けについても、同様とする。

1-2. バックヤード経由の避難について

. 原則

1) バックヤードは避難経路として設定しないものとする。ただし、少数の従業員の避難に限りやむを得ず認める場合がある。

1-3. 売り場中央付近の階段及びその避難階における避難経路の区画について

. 原則

1) 避難計画において避難に使用する売り場中央付近の階段は、避難の安全を確保するため、耐火構造の壁と防火戸により単独で区画するものとする。避難階においては、避難階段等から直接外部へ出ることができる計画が望ましいが、外部までの避難経路の大半が売場経由となる場合は、避難階段から外部までの避難経路はシャッター等により区画するものとする。

1-4. 売場内のシャッター区画について

. 原則

1) 水平避難による避難計算方法を用いる場合、当該階の避難対象人員全体に対する水平避難人員の割合は3割程度を限度とする。
2) 1フロア1万㎡以上の売場をシャッターで区画する場合は、1万㎡を超えない範囲で二重シャッター又はガラススクリーン併設のシャッター等により区画するものとし、この区画を跨いでの水平避難はできないものとする。

2. 共同住宅

. 原則

1) 各住戸からの2方向避難の確保

(1) 火災住戸からの2方向避難の確保

廊下側とバルコニーなど、住戸内居室（特に寝室）から避難階段へ到達できる経路を2方向以上確保すること。

(2) 非火災住戸からの2方向避難の確保

住戸出口からの2方向避難の確保

各住戸と共用部分の接点（玄関、バルコニー）から避難階段へ到達できる経路を2方向以上確保すること。但し、次のに示す条件の行き止まり廊下は、この限りではない。

廊下の行き止まりの制限

避難経路の行き止まりは、開放廊下では4住戸分程度、内廊下では2住戸分程度を限界とする。

(3) 2方向の避難経路の相互独立性

(1)(2)に示した双方向の避難経路は、火災住戸から流出する火煙によって同時に使用不可となることがないように計画すること。このためにバルコニーと廊下の中の住戸は、十分な奥行きを有するか、住宅用スプリンクラー(又はスプリンクラー)を有するものとする。更に、バルコニーと廊下が接する場合は耐火構造の壁又は常閉の防火戸とすること。

2) バルコニー側避難経路の条件

バルコニー側避難経路は他住戸を経由せずに共用部分だけで避難階段まで到達できることが望ましい。バルコニー側避難経路については、以下の条件を満たすものとする。

(1) バルコニーの幅

内法で600mm以上を確保すること。

(2) 通過できる住戸数

他の住戸を通過しなければ避難階段に到達できない場合、通過する住戸は1戸に限る。住戸窓を通過する場合は原則として掃き出し窓とし、一般人がガラスを割る等して開錠できるように設計されていること。

3) 廊下の安全性

(1) 住戸との間の区画

火災住戸からの火煙の遮断

A. 廊下側の壁は耐火構造とし、開口部は防火戸とすること。

B. 内廊下に面する住戸開口部は常閉とすること。

ボイド廊下に面する住戸開口部

次のいずれかの場合を除き、ボイドに面する住戸開口部は常閉とすること。

A. 住戸内にスプリンクラー設備を設置した場合。

B. 各住戸からバルコニーのみを通じて直接(廊下を経由せずに)避難階段に至る2方向の避難経路が確保されている場合。

(2) 煙に対する安全性

開放廊下

A. 開放廊下では、火災室から廊下側に漏出した煙は、火災住戸直前から外気側に流出するとみなしてよい。

ボイド型住宅の廊下における煙の滞留防止

各住戸からバルコニーのみを通じて直接(廊下を経由せずに)避難階段に至る2方向の避難経路が確保されている場合を除き、ボイドは十分な面積を持つものとしたうえで、以下の条件を満足すること。

A. 給気ルートの確保

ボイド空間の下部又は各階平面の一部に十分な大きさの給気ルートを確認する。

B. ボイド上方の開放性

ボイド上方に煙流出の障害物を設置しないこと。

内廊下型住宅における廊下の安全条件

各住戸からバルコニーのみを通じて直接（廊下を経由せずに）、避難階段に至る2方向の避難経路が確保されている場合を除き、次のいずれかの条件を満足すること。

A. バルコニー側から避難階段に至る避難経路と、廊下側から避難階段に至る避難経路との間に、床までの防煙区画を有すること。

B. 内廊下に面する各住戸に住宅用スプリンクラー（又はスプリンクラー）を有すること。

内廊下型住宅の廊下の排煙

内廊下には排煙設備を設置する。各住戸からバルコニーのみを通じて、直接（廊下を経由せずに）避難階段に至る2方向の避難経路が確保されている場合を除き、以下の条件を満足すること。

A. 機械排煙の場合

操作を防災センター等又は当該階の階段踊り場、特別避難階段付室、非常用エレベーター乗降ロビー等で行えるものとする。この場合、防災センターは、24時間常駐であることを原則とする。防煙区画が小さい場合などは、外気等の給気経路を設け、廊下が過度に負圧になることがないようにすることが望ましい。

B. 自然排煙の場合

排煙窓は廊下の煙感知器連動とし、状態が防災センター等からも監視できるものとする。エレベーターシャフトの防煙対策

A. 開放廊下の場合

エレベーターロビーが外気に開放されているか、開放廊下を介して住戸と区画されている場合は、原則としてエレベーターシャフトの防煙対策は必要としない。

B. ボイド型の場合

エレベーターロビーが外気に開放されている場合、(2) の条件を満足していれば、原則としてエレベーターシャフトの防煙対策は必要としない。

4) その他

スプリンクラーの設置にあたっては照明器具等が散水障害とならないように十分留意すること。

3. ホテル

. 原則

1) 31mを超える高層のホテルは、避難階段を2ヶ所以上設置する。

2) 廊下に対する要件

避難経路の行き止まり部分から、最寄りの避難階段までの避難距離が内廊下にあっては4室分、開放廊下にあっては6室分程度を限界とすること。

4. 病院

. 原則

1) 避難行動が極めて困難な患者等のいるゾーンについては、可燃物や出火危険のあるゾーンと防火防煙区画を徹底することにより、安全性を確保する。(籠城区画)

- 2) 自力避難が困難な患者あるいは避難能力が健常者に比べて低い患者等のいるゾーンでは、健常者の避難能力を前提とした避難計画ではなく、具体的・現実的な避難計画を立案し、
- (1) 廊下等を第1次安全区画として防火防煙対策を徹底する。(廊下等の安全区画化)
 - (2) バルコニーを設置し、短時間に全患者を安全で救助可能な場所に避難できるようにする。(バルコニーの設置)
 - (3) 水平避難距離の長い場合には、水平区画を設置し、短時間に全患者を安全なゾーンに避難できるようにする。(水平避難)

・原則の要件と具体的対策

1) 籠城区画の原則の要件と具体的対策

- (1) 他の区画からの火煙の影響を徹底的に遮断する。
区画は防火防煙区画とする。(区画は扉としシャッターは望ましくない。)
直下及び隣接に厨房等の出火の可能性の大きい用途・居室を配置しない。
搬送エレベーター等の竪穴開口部は、通常の防火扉の他に遮煙扉等で二重化する。
排煙及び空調ダクトは、籠城区画を跨らないものとする。
- (2) 籠城区画内出火の可能性を極めて低くする。
火気の使用制限、火気器具設置の制限を行う。
職員の休憩室・更衣室等の出火可能性のある空間は防火防煙区画する。
- (3) 救助のための経路を確保する。
消防隊が容易に侵入可能な経路を確保する。
- (4) 患者の生命維持のための設備稼働を確保する。
換気・電気は救助完了まで稼働できるものとする。

2) 廊下等の安全区画の原則の要件と具体的対策

- (1) 病室からの安全区画への火煙の影響を徹底的に遮断する。
ガラリ等による煙の伝達経路をなくす。
自動閉鎖機構により火災時の遮煙を行う。
- (2) ナースステーションからの安全区画への火煙の影響を徹底的に遮断する。
ナースステーションを防火防煙区画する。
ナースステーション内の火気可燃物のあるゾーンは防火防煙区画する。
ナースステーション内の搬送設備は防煙区画すること。(たれ壁は不可)

3) 病室階バルコニーの原則の要件と具体的対策

- (1) バルコニーからの救助又は避難を可能とする。
火災室を含む水平区画を経ずにバルコニーから、避難階段、非常用エレベーター、他の水平区画のいずれかへの水平経路を有する。
- (2) 水平移動が容易であるものとする。
安全区画からバルコニーまでに至る経路は車椅子でも通過できるように段差を極力なくし、段差が生じる場合でも2cm以下の高さとする。
バルコニーは車椅子で通過可能な幅員を確保する。
- (3) バルコニーでの滞留面積を確保する。
避難ハッチ等を除いたバルコニーの有効滞留面積は実況に応じた滞留面積を確保すること。

4) 病室階水平避難の基本原則の要件と具体的対策

- (1) 区画相互の火煙の影響をなくす。
区画は防火防煙区画とする。
排煙及び空調ダクトは、水平区画をまたがらない。
- (2) どの区画からの出火であっても避難階段への経路を確保する。
どの区画にも階段を有することが原則で、もし、階段がない区画とする場合には、どの区画からの出火であっても出火区画を経ない避難階段への経路を確保し、その経路は機械排煙又は、深いボイド 以外への自然排煙とする、
- (3) 区画開口部の扉は円滑な避難を可能とするものでなければならない。
扉は避難方向に開くものとする。
車椅子等の通過に障害があってはならない。
- (4) 歩行困難者を想定した管理体制とする。
避難困難者を想定した管理マニュアルを作成しておく。
各病室階に必要な職員が 24 時間体制で配置している。

：深いボイド

ボイド面積 S のルートの値が 6 m 以上のもの

かつ

深さ h がボイド面積 S のルートの値の 2.5 倍以下あるもの

となっているボイド以外の形態のボイドを「深いボイド」とみなす。

・今後推奨すべき対策

ストレッチャー、車椅子避難を想定した対応として、以下のような対応をすることが望ましい。

- 1) 階段等の垂直避難できない患者を一時的に待機できる専用部分の確保。
- 2) ストレッチャー、車椅子等の放置可能スペース又は収納スペースの確保。

アメリカでは、ADA 法 (Americans with Disabilities Act) のアクセシビリティガイドライン (Accessibility Guidelines) 4.3.11 に、一時待機場所が示されているので参考にされたい。ただし建築の構造、平面形式、寸法等に関して日本で直接適用できるとは限らない面もあるので注意して欲しい。

5 . 各用途共通事項

5-1 . 吹抜け内の階段を避難計算に利用する場合の要件について

・原則

- | |
|---|
| 1) 吹抜け内に設置され、避難階段の構造を満たさない階段は、避難計算には使用しない。 |
|---|

・原則を満たすことができない場合の措置

吹抜けが、避難階 + 直上階、又は避難階 + 直下階でかつ避難階では、吹抜け内階段から先のルートが全て安全区画である場合に限り(吹抜けが多層の場合及び中間階の 2 層吹抜けの場合は適用外) 次の (1) から (8) の要件を全て満たせば、その吹抜け内に設置された階段を避難計算に用いることができる。

- (1) 吹抜けが存在する防火区画内に火災が発生する危険性の高い部分があればその部分を防火区画する。
- (2) 吹抜け内には可燃物を置かないことを運用の条件として明記する。
- (3) 当該部分の避難誘導が迅速に行える体制を有すること。(たとえば、防災センターまでの距

離が大きい場合には不可)

- (4) エスカレーターが当該吹抜け内にある場合、避難者がそれを使用してしまうようなプランになっていない。
- (5) 避難階の直上階、直下階では、吹抜け内階段まで連続した安全区画が形成されている。
- (6) 吹抜けを通過しない他の避難階段を用いる避難ルートがある。
- (7) 「当該吹抜け内にある、廊下及び廊下同等空間」を一つの廊下と見立てて、廊下避難計算を行う。
- (8) 「避難階 + 避難階直上階 (又は直下階) で当該吹抜けを経由する避難が必要な居室及び廊下の部分」を一つの階と見立てて、階避難計算を行う。

5-2 . 屋内エレベーターの遮煙について

. 原則

1) エレベーターロビーは、第1次安全区画に接することとし、更に火災時にエレベーターシャフトへの煙侵入及び上階への煙伝播を防ぐためロビーと第1次安全区画とは防火戸等で区画し、かつロビーは避難経路でないこと。

. 原則を満たすことができない場合の措置

1) エレベーターが居室に直接接する場合

エレベーター扉の前面に次のような区画を設ける。

- (1) 高温でも遮煙性能をもつ防火防煙シャッター区画で、子扉を併設したもの。
- (2) 高温でも遮煙性能をもつ扉。ただし以下の要件を満たすこと。

扉の内側に非常時の対応を明記する。

扉は、押す又は引く等の簡単な動作で容易に開放できる。

閉鎖機構は単純明快なものとする。

2) エレベーターが第1次安全区画に直接面する場合

エレベーター扉の前面に次のような区画を設ける。

- (1) 防火防煙シャッターで子扉を併設したもの。
- (2) 以下の要件を満たす防火戸。

扉の内側に非常時の対応を明記する。

扉は、押す又は引く等の簡単な動作で容易に開放できる。

閉鎖機構は単純明快なものとする。

引き戸タイプ、耐熱クロスシャッター等のものは、十分な遮煙性能を有すること。

3) エレベーターが第2次安全区画内に直接面する場合

エレベーター扉前面には特別の区画を必要としない。ただし、全階にわたって同様なプランで構成されており、かつ、当該区画に機械室等の出火の危険性がある非居室が面しないこと。また、当該建物に避難階段が1ヶ所しかない場合は、この措置は適用しない。

4) エレベーターが避難階段室内に直接面する場合

エレベーター前面には特別の区画を必要としない。ただし、エレベーターシャフトと避難階段はともに同一区画を形成し、全階にわたって同様なプランで構成されており、(例えば、ある階では廊下にエレベーターが面する場合などは不可)、かつエレベーターが高層部分にサービスするものではないこと。

最終版作成要領

本資料は、評定完了後に作成していただく最終版の作成方法を示します。
以下の様式で2部作成

大きさ : A4版

体裁 : 製本(差替えのできないもの)とする。

表紙 : 厚手の紙とし、評定年月日、評定番号、建物名称、建築主名、設計者名(会社名)を明記する

内容 : 評定資料の最終の形のものとする。(委員会、部会の指摘事項による訂正がされたもの)

なお、評定資料の最後に指摘事項回答書を添付する。

(資料の内容に誤字、未修正箇所が無いようにしてください)

委員会名	評定番号
件名	
評定年月日	
設計者名	申込者名

背表紙

委員会名	評定番号
件名	
評定年月日	
申込者名 設計者名	

表紙

評 定 申 込 書

株式会社 東京建築検査機構
 代表取締役社長 早田 平 殿

申込者

会社名



代表者名

所在地 〒



電 話

下記について評定を受けたいので、次のとおり申込みます。申込みにあたっては、株式会社東京建築検査機構評定業務約款及び同評定業務規程を遵守します。また、この申込書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

記

性能評定区分	建築防災計画 評定委員会	評定対象 面積	m ²	
	区 分	新規・変更（既性能評定番号：TBTC 防評 -	(地下 階 延床面積 m ² 地上 階 最高高さ m)	
	その他の評定・性能評価	無・有（委員会名：		
評定対象	件 名： 建築場所： 主要用途： 設 計 者： 建 築 主：			
連絡先	会社名 所在地 〒 部課名 （フリガナ） 役職名及び担当者名 電話 (FAX :) E-Mail	承諾印及び承諾日	*	
評定手数料請求 （会社名のみ記入）		手数料 *		
請求書送付先 （連絡先と違う場合住所も記入）				
確認検査機関	東京建築検査機構	特別行政庁	その他の機関	未定
評定完了後の案件情報の開示諾否	諾 否	審査完了希望日	平成 年 月	

申込者が法人である場合には、代表者の役者名の役職名及び氏名も併せて記載してください。

請求書送付先には必ず担当者名をご記入下さい。

*印のある欄は記入しないで下さい。

建築物概要

評定番号		TBTC-防評.****.**		性能評定 年月日		平成 年 月 日		
建築物名称								
申込者								
設計者								
施工者								
建築物概要	建築場所							
	地域・地区							
	用途							
	別棟の有無		無・有(棟)					
	防災センター		無・有(カ所)		サタセタ-	無・有(カ所)		
	面積	敷地面積		. m ²				
		建築面積		. m ²		建ぺい率: %		
		延べ面積		. m ²		容積率: %		
		各階床面積		階数	床面積	階数	床面積	
				階	m ²	階	m ²	
				階	m ²	階	m ²	
				階	m ²	階	m ²	
				階	m ²	階	m ²	
	階			m ²	階	m ²		
	階			m ²	階	m ²		
階数	塔屋		階					
	地上		階					
	地下		階					
高さ	軒高		m					
	最高高さ		m					
	階高		m					

防災設備等の概要

(棟)

[棟ごとに記入]

階 数	用 途	A 階 段 ()	B 階 段 ()	C 階 段 ()	D 階 段 ()	E 階 段 ()	非 常 用 E V	自 動 火 災 報 知 設 備	非 常 放 送 設 備	非 常 電 話 設 備	ガ ス 漏 洩 検 知 器		非 常 照 明 設 備	誘 導 灯 設 備	排 煙 設 備		消 火 器 具	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	補 助 散 水 設 備	泡 消 化 設 備		連 結 送 水 管 設 備	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	
		発見・通報設備				避難設備				消火設備等															
	防災センター																								

指 摘 事 項 回 答 書

委員会・部会 第 回	日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分	場 所		出 席 者	申込者	
件 名						評定員	
提出 資料						事務局	
指摘及び検討事項（質問も含む）			回答及び処置		備考（該当ページ）		

業務期日延期依頼書

株式会社 東京建築検査機構
代表取締役社長 早田 平 殿

申込者

会社名



代表者名



所在地

電話番号

1. 申込年月日 平成 年 月 日

2. 評定委員会名

3. 当該申込に係わる建築物の名称

4. 延期する業務期日

業務期日 平成 年 月 日を平成 年 月 日に延期を希望

上記による申込については、下記の理由により業務期日の延期を依頼します。

(理由)

(注意)

申込者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名も併せて記載して下さい。
氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
不要な文字は、抹消して下さい。

取 り 下 げ 届

株式会社 東京建築検査機構
代表取締役社長 早田 平 様

申込者

会社名
代表者名
所在地
電話番号

印

印

1. 申込年月日 平成 年 月 日
2. 評定委員会名
3. 当該申込に係る建築物の名称

上記による、申込については、下記の理由により申込を取り下げたく届け出ます。
(理由)

(注意)

申込者は法人である場合には、代表者の役者名及び氏名も併せて記載してください。
氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
不要な文字は、抹消して下さい。